

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	畝下地区 (畝下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月15日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の耕作者により後10年ぐらいは水稻栽培が出来ると思うが、今使用してる農業機械が壊れたら出来ない人も考えられる。機械等が高く米が安いゆえ労働がきついで、水稻栽培では若い担い手がいないのが現状である。さらに鳥獣被害が多くなり対策に係る労働及び費用等が担い手不足にも繋がっていると考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は中山間地域のため、畦畔が大きく、草刈り作業が一番労力が大い。10年後にはさらに体力も落ち水稻面積の減少が考えられ担い手の確保が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
隣接で耕作することが出来るよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
10年後以降管理機構を使うことを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地はほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では皆が兼業農家であり、地域の農地は地域が一体となって守り、経営継承にも取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での委託を進める。地域外の若い人が参加を希望すれば喜んで後押しする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 鳥獣被害対策として、イノシシの住みかになる耕作放棄地を作らないよう草刈りをする。等地域は防護柵は整備されているが老朽化により破損箇所がある為定期的な点検を進める。